

三河フライヤーズクラブエリア利用規定

三河フライヤーズクラブのエリアを利用する者（以下“フライヤー”と表記）は、次の各項を遵守しなければならない。会則 15 条の細則規定に基づきエリア利用規定を以下に定める。

第1項 フライト資格

三河フライヤーズクラブ（以下“クラブ”と表記）のエリアでフライトする者（タンデムパッセージャーは含まない）は、下記の条件を満たさなければならない。

- 1 クラブの有効なクラブ員、もしくは第3項に指定するエリア登録者であること。
- 2 下記のいずれかの団体に所属し、クラブへ所属団体の登録番号と有効期限を届けたもの。
 - （社）日本ハング・パラグライディング連盟（以下“JHF”と表記）
 - 日本パラグライダー協会（以下“JPA”と表記）

3a クラブフライヤー（クラブ員）は、下記の技能証を有する者

エリア	場所	飛行資格	備考
A	高塚	P 証以上	クラブ登録スクールに入校し教員の指導下であれば、クラブ承認を受けた練習生(JPA 及び JHF 練習生)は練習飛行可とする。 1m 以上のリボンテープをつけて飛ぶ事。
B	衣笠	P 証以上	
C	五井山	P 証以上	
D	多度山 南濃	P 証以上	クラブ協力エリア

3b ビジターフライヤー（エリア登録者）は、下記の技能証を有する者

エリア	場所	飛行資格	備考
A	高塚	P 証以上	責任の取れる助教員以上の引率があれば、JHF 技能証 NP 証(PG)C 級証(HG)JPA 技能証プライマリーパイロット証を可とする。
B	衣笠	P 証以上	
C	五井山	P 証以上	
D	多度山 南濃	P 証以上	クラブ協力エリア

飛行資格 P 証とは JPA JHF 両団体のパイロット技能証を P 証と表記

- 4 適正な装備でフライトを行える者
 - ・ 6 か月以内にリパックされたレスキューパラシュート
 - ・ 無線機を含む通信手段
 - ・ JPA・JHF のガイドラインに従ったハーネス及びグライダー
 - ・ 適切に調整されたアクセル

第2項 エリア登録者（ビジター登録者）

クラブ員以外で、衣笠・高塚・五井山（以下“クラブ管轄エリア”と表記）でフライトを希望する者（以下“ビジターフライヤー”と表記）は、事前に予約し誓約書にエリア登録費を添えて申し込みを行い、エリア登録を行わなければならない。（エリア区分は 2 項 4 のエリア、場所を

参照)

ビクターフライヤーの引率者(助教員以上に準ずる資格を有するものに限る)及び、営業者(機材販売関係者等)は、エリア登録費を無料とする。ただし誓約書は提出する事。

1. 高塚エリア及び五井山エリアの登録条件ならびに予約方法は次の通り

登録料金：1日にあたり2000円

有効期限：発効日とその翌日まで

安全講習：特に定めない。

2. 衣笠エリアの登録条件ならびに予約方法は次の通り

登録料金：2000円/1日

有効期限：発行日のみ

安全講習：指定の講習と筆記試験を受けること。

安全講習の料金：500円/年1回

安全講習の有効期限：毎年3月末まで

補足：初回フライトは、講習料+登録料で2500円が必要。次年度でのフライトの初回フライトでは、再度、安全講習が必要。

3. ビクターフライヤーは常にエリア登録書を携帯し、提示を求められた場合は提示する事。

4. エリア登録を希望する者は、前日までにクラブホームページ記載の予約メールアドレス、または下記へ連絡すること。

・エアワーク 桑原 0531-22-3535

・スカイトライ 大野 0564-47-3239

5. ビクター団体はクラブ員が事故を発生させた時、当事者本人にのみ対処させることなく、ビクター団体全体として責任を負い、問題解決にあたること。

6. 各エリアごとに特異なコンディションがあるので、自己の経験を過信することなく、クラブ員からのアドバイスを受けること。

第3項 フライヤーの責務

1. フライトはフライヤー自身の判断によるものであり、すべての責任はフライヤー個人が負うものとする。
2. フライヤーはエリア地元住民の利益を損なわないことを第一に心がけて活動すること。全ての活動は地元住民を優先とする。
3. 指定地域外へランディング(以降“アウトサイド”と標記)し、損害を与えた場合は、フライヤー個人が弁済を行うこと。アウトサイドで損害を与えなかった場合でも各エリア役員に報告すること。
4. アウトサイドの弁済及び報告を怠った場合、そのフライヤー(ビクターだった場合は、その所属団体を含む)に対しフライト停止とする。停止する期間は役員会で定める。
5. アウトサイド以外の事故や、その他の苦情に対しても誠実に対応し、当クラブに責任を転嫁するような言動は厳に慎むこと。

第4項 ローカルルール(フライトエリア共通の注意事項)

1. テイクオフの付近の駐車を減らすため、後記の集合場所で乗り合わせて上がること。

2. クラブ管轄エリアでフライトするクラブ員は、フライト前に入山簿に記入する事。
(設置場所：衣笠・高塚はテイクオフ、五井山はランディング)
3. 無線を携帯する事。
デジタル簡易無線機(空中使用可タイプ)を推奨。特定小電力無線機・アマチュア無線機は、各個人の責任において法律の範囲内で使用する事。
4. 単独フライトは禁止。かならず2人以上でパディと組んでフライトすること。
5. 指定されたランディングに届かない可能性がある性能の機体ではフライトしないこと。
6. 強風時はフライト禁止。ランディングに到達できない気象条件では飛行しないこと。
7. 離陸は、前後の者との安全な時間・距離間隔をとって行うこと。
8. 気象条件により、空中接触や着陸同時進入を回避するため、テイクオフの一時停止やランディングを促された場合は指示に従うこと。
9. 離陸直後に高度獲得出来ないときは、すみやかにランディングへ向かい、余裕のある高度を残してランディングすること。
10. むやみにテイクオフ近辺を飛行して次の者の離陸を妨げないこと。
11. 建造物、電線、道路などの上空は安全な高度で速やかに通過し、むやみにそれらの上空で滞空しないこと。
12. 何らかの事故が起きた時は、その処置が終わるまで飛行を中止し、事故の対処にあたること。
13. 飛行中止の指示(無線または黄色旗が振られた時)があったときは、離陸を取りやめ、飛行中の者は直ちに着陸すること。
14. 練習生のフライトに対してスクールは責任を持つこと。
15. 火災及び機材破損防止のため喫煙施設以外では禁煙とすること(車両内は可)
16. 多度山・南濃については、多度エリアルールに従うこと。
17. 機材を含む貴重品は自分で管理すること。
18. 工事等で一時的にローカルルールが変更になる場合は、会報またはメールサービスにて通知をおこなう。その場合は、その通知内容を優先すること。

第5項 高塚エリアのローカル・ルール

1. 集合場所は、林へ入る手前の駐車スペース(道路の東側)。
2. テイクオフ手前の駐車スペース3台分は加盟スクール車専用とする。
3. テイクオフ手前付近の反転用スペースは駐車禁止とする。
4. ビジターフライヤーは、基本的にパイロット以上のクラブ員と共に行動すること。

第6項 五井山エリアのローカル・ルール

1. 集合場所はランディング下部の駐車場。
2. 駐車は混雑時には休憩所前は避け、吹き流し付近に停めること。
3. ビジターフライヤーは、基本的にパイロット以上のクラブ員と共に行動すること。

第7項 衣笠エリアのローカル・ルール

1. 安全講習(エリアセミナー)を受講すること。
2. 集合場所は、白谷公園駐車場とする。

3. テイクオフ左右の駐車スペース 4 台分(北側 2 台、西側 2 台)は加盟スクール車専用とする。
4. テイクオフへの登降道は、緊急時を除いて東側(裏側)とする。
5. ハング機体セットアップは、テイクオフの道路通行を妨げないよう、できるだけ山側で行うものとし、通行状況に応じて機体を移動退避させること。
6. ランディングへの進入時は建造物の上空(飛行禁止空域)を通過してはならない。
7. 海水浴シーズンは、海水浴客の安全確保ため砂浜へのランディングを禁止する。その期間は東側の港付近にランディングすること。
8. ビジターフライヤーは、クラブ役員と共に行動すること。

(ver1.2.2 版)